

# 日中漁業協定の概要

(平成9年11月11日署名、平成12年6月1日発効)

## 1 協定対象水域

日中両国の排他的経済水域全域

## 2 相互入会の措置（沿岸国主義の水域）

原則として沿岸国主義に基づく相互入会の措置をとり、沿岸国は資源状況を考慮して相手国漁船の漁獲割当量その他の操業条件を決定し、許可及び取締りを行う。

## 3 暫定措置水域等の設定

東海のうち、北緯30度40分線と北緯27度線の間の日中両国から概ね距岸52海里の各緯度線上の点を結んだ水域（暫定措置水域）においては、日中共同で資源管理を行い、取締りは自国の漁船に対して行う。

また、北緯27度以南の東海の協定水域及び東海より南の東経125度30分以西の協定水域（南海の中国の排他的経済水域を除く）においては、既存の漁業秩序を維持する。

## 4 日中漁業共同委員会

(1) 相互入会水域における両国の操業条件及び北緯27度以南水域の資源管理について協議し、各締約国の政府に勧告する。

(2) 暫定措置水域の共同規制措置について協議・決定する。

両締約国の政府は、(1)の勧告を尊重するとともに、(2)の決定に従って必要な措置をとる。

## 5 協定の有効期間

終了通告後6ヶ月で失効する。

## 6 中間水域

平成12年2月26日、27日北京において行われた閣僚協議において、北緯30度40分以上の東シナ海のうち、東経124度45分から127度30分の間を、双方が相手国の許可証を取得せずに操業できる水域（中間水域）とすることで意見の一致をみた。